



No. 86

発行人 染野 貴寛

発行所・事務局 社団法人千葉県社会福祉士会
〒260-0026

千葉県千葉市中央区千葉港 7-1

塚本千葉第五ビル 3 F

TEL 043-238-2866

FAX 043-238-2867

<http://www.cswchiba.com/>

E-mail: office@cschwiba.com

※ 点と線はメール配信でも読めます！

《特集》「現代のエンパワメント」



「私は幸福です。」経済的に豊かだから？仕事に満足しているから？愛する人がいるから？

平成26年厚生労働白書によると、現在自分がどの程度幸せであるかを10点満点で尋ねたところ、平均は6.38点でした。「今は幸せ。」と感じる人が多いようです。

では「幸せ」の基準は？と聞かれたらあなたなら何と答えますか。健康、お金、仕事、名誉、教育、愛情、家族、友人・・・、私たち一人ひとり価値観によって幸せを選択しています。

そして福祉は人を幸福にする力を持っていると信じています。

《特集》「現代のエンパワメント」

2 I 障害者のエンパワメント II マイノリティへの権利擁護

III 隠された性差別

IV 低学歴とエンパワメント

6 わたしの仕事をどう伝える？

7 災害研修レポート

8 トピックス

9 司法福祉

10 地域集会

11 社会福祉士の輪

12 事務局便り

特集「現代のエンパワメント」

障害者のエンパワメント
 社会福祉法人九曜会
 指定相談支援事業所
 千原厚生園相談支援センター
 管理者・相談支援専門員
 丸 晶「まる あきら」

「ごめんなさい。これからは、はじめに生きていきます。」これが初対面での第一声であった。

彼は四十代男性。窃盗の累犯で都内の更生保護施設に入所中だった。

施設の入所期限が満期を迎えるにあたり、退所後の生活について支援依頼を受けた。

それまでの彼は、両親、兄と共に自宅で生活しており、仕事が長く続かないなどの課題はあったものの、両親の庇護のもとで穏やかな日々を過ごしていた。

そんな日々が両親の死によって激変した。元々、兄との折り合いは悪く、両親の死後、仕事に就かない彼に対し、兄と一緒に生活していくことは出来ないと宣告。

家にいられなくなった彼は、行くあてもなく路上生活者となった。そうなった後も、生きていくために必死に就職口を探すなどして奔走していたという。

その時の彼の絶望感や不安感は想像を絶するものだっただろう。

それでも彼は生きていく望みを捨てなかった。結果としてコンビニでの弁当万引き、自転車の窃盗という罪を犯してしまふ。

その後、更生保護施設で指導員の方々と接する中で、知的障害を持つていることが判明する。そして私たちとの接点が生まれた。

知的障害をお持ちの方は、物事を適切に判断することが難しいことも多い。状況を理解出来ぬままに、短絡的な行為に至ることもある。大切なのは、適切に導くこと、環境に順応できるような支えることであると考える。

彼は今、グループホームに入居し、就労移行支援という働くための準備を行っている。

彼の状況を理解してくれる職員の方々と、利用者との仲間に囲まれ、

居場所を確保することが出来た。笑顔で「頑張っています」とも言ってくれる。何も成功談を話したい訳ではない。

彼は、支援を受ける前から、自らの潜在能力を発揮し、必死に生きてきた。

結果として法を犯す行為に至った訳だが、一方的に彼を責めることが誰に出来るだろう。

彼が私に言った「ごめんなさい」。私に謝ることではない。

彼の罪で被害を蒙った方には申し訳ないと思うが、本当に彼は謝らなければならなかったのだろうか。

「はじめに生きていきます」。彼は必死に生きてきた。その生きざまに不真面目さは感じられない。そこまで自分を貶めることはない。彼らは、流される。だが、流れにうまく乗れないのである。

民主主義は多数の意見で物事が決まっていく。格差社会で弱者は切り捨てられていく。

そんな世の中で、声にならない声に耳をそばだて、流れの中でもがく人たちにそっと手を差し伸べる。

彼らが仲間として、不当な謝罪や蔑みをせず、心の底から笑って

いられるように。
 これが、エンパワメントと解放に向け我々が成さねばならぬことではないだろうか。



マイノリティへの権利擁護
 HIV陽性者に対して
 千葉県・千葉市・船橋市HIV専門相談員 臨床心理士
 石川雅子

HIV専門相談員を拝命してかれこれ二十年になる。いつかのリリーフだろうと思っていたのに、HIVに特化するという、いびつな相談員制度が存続するとは、正直、思っていなかった。

日本のエイズの歴史は一九八六年から一九八七年に立て続けに起きた「松本事件」「神戸事件」「高

知事件」に始まる。こともあろうに「一人の人権より九九人の命」と陽性者の実名顔写真が報道され、エイズパニックが吹き荒れ、保健所には感染不安の市民が押し寄せた。そんな中「自分たちの二の舞になつてはならない」と最初に声を上げてくれたのは、世の不条理を身をもって知る、元ハンセン氏病の当事者団体だった。あれから三〇年。私たちは彼らの勇氣ある行動に報いてきただろうか。

「みーんなエイズになっちゃえばいいのに。お前もエイズ？俺もエイズ、って言い合えれば、楽になれるのに」とある陽性者がため息をつく。陽性者数は平成二六年六月二九日現在で累計二万三四〇五人。決して多くない。「先進国で唯一日本だけが陽性者が増え続けている」、とマスコミが国の無策を批判するが、それは事実と異なる。日本が増え続けているのは事実だが、世界規模でみてみれば、低感染国であることに変わりない。たとえ毎年一五〇〇名程度が増加したとしても、HIV陽性者が非感染者を上回ることはなく、HIV陽性者は、これまでもこれから数の上でマイノリティであり続けることになろう。

数が少ないというだけではない。松本事件が外国人女性のセックスワーカーであつたために、風俗店でうつる病氣と誤解された。ところが、いまや新規陽性者の七割以上を同性愛・両性愛者が占めているために、今度は「同性愛者がかかる病氣」として好奇的になり、同性愛を性的指向とする陽性者は二重の偏見に晒されている。だが、本来は、HIV感染と性的指向は無関係なのだ。リスク

のあるセックスをする人で、コンドーム習慣のない人なら等しく感染する可能性のある、エイズは言わば「性の生活習慣病」である。同じ生活習慣病でも、高血圧や糖尿病の患者は、自分の病名告白にそう抵抗を持たないだろうに、HIV陽性者にとっては、誰に病氣を打ち明けるかは往々にして大問題になる。そもそも自分の病氣を人に打ち明けてはならない義務などない。話したければ話さばいいし、話したくなければ話さなくていい。それなのに、陽性者は秘密にしていはいけないような、人々から取り残されたような、あるいは人に迷惑をかける存在になつたかのように錯覚するのである。確かに、夫婦やパートナーがある場合は慎重に扱わなくてはな

らない。だが、そうでない家族との関係、職場の人間関係に波乱が生じるのはどう考えても理不尽である。陽性者であることを理由に職場を解雇されたり、内定を取り消される事件はいまだに起きており、こともあろうに、医療機関で看護師が退職を強要された事件が起きたのは、ほんの二年前のことである。病名とともに性的指向が家族に知られることを恐れて、住民票を移す陽性者も少なくない。

この二〇年で医学は圧倒的に進歩し、完治はしないまでもウィルスコントロールは可能になってきた。社会制度も、他の難病に比べたら優遇されていると感じることすらあるほどだ。しかし、一度刷り込まれたネガティブイメージは、そう簡単に払拭されるものではない。若い陽性者は「完治薬が開発されれば世の中は一変する。それまで頑張ろう」と励まし合っているが、高齢の陽性者には間に合わないかもしれない。高齢者施設では、肝炎キャリアは入所できても、HIVキャリアは入所させてもらえない。理由はさまざまのようだが、二次感染のリスクを考へても全く理屈に合わない。同性愛単身高齢陽性者というマイノリ

ティ中のマイノリティが、幸せに人生を全うできるようになつてはじめて、声を上げてくれたハンセン氏病団体の方々に胸を張って感謝の報告ができるのではあるまいか。



隠された性差別

「ジェンダー・バイアス」

グループSECC

地域で性共有をつくる会代表

木野 麗子[きの れいこ]

私はグループSECC (Sexuality Education in Community) の活動で、たくさんの方や市民に地域や学校で出会います。活動の主旨は「性共有」なので、テーマは「性」です。性は誰もが持つており、生まれた時に認定され振り分けられる sex (男性・女性、性別) のことと言えれば一番分かり易いでしょう。

う。私たち自身の命や身体や、次世代の命にも繋がる大切なことに深く関わっているのですが、生物学的に決定され、自然現象のようなもの（生理）で、不変だと思われてきました。未だに単純にそう思いこんでいる人もいます。だから性に関することは自然に覚えればいいと性教育バッシングをしたり、男女平等といいながら女性のトップを外したり、ホモフォビア（同性愛嫌悪）など性的マイノリティへのイジメや差別を助長したりします。性差と性差別とはどう違うのでしょうか？性差があるから性差別が起きるのでしょうか？

最近では六月十八日の都議会でのセクハラ野次問題が日本のみならず、世界中のメディアに性差別的人権侵害として取り上げられました。「女性子どもを産む。だから女性は結婚して子育てするべきだ」というのが世間の大方の意識です。確かに「女性子どもを産む」は生物学的性差としてありますが、結婚は両性の合意による社会的な契約だし、「子育ては女性がするべき」というのは社会的性役割の規範のひとつであって、「だから、子育ては男性がすべき」とか「両性が関わるべき」とか「行政や地域の支援体制を組むべき」で

あってもかまわないのです。私たちの周りには性差と性役割の混同がたくさんあります。

さて、SECでは五年前から取り組んでいる思春期保健の中で、若者向けの「デートDV防止プログラム」の活動に力を入れていきます。中学二年生の意識調査で「女らしさ」とは？の回答のトップに——優しい、かわいい、かよわい、おしとやか（控えめ）、家庭的（料理・裁縫・育児ができる）などがずらり。「男らしさ」とは？には——力強い、たくましい、スポーツができる、リーダーシップ、根性、頼りがい、男は泣かない、勇気ある行動力・責任感・決断力などが上がってきます。

中学二年生にして既に女は家庭、「家庭を支え、救う力」、男は外で「大切な人を守るために全力を尽くす地球を救う力」（生徒の意見）という女らしさ・男らしさの概念がバッチリできあがっていました！すごいですね！！

実はこれがもう一つの「性」を形作る gender（ジェンダー：文化的、社会的性）と言われているものです。私たちは生まれたままの性で育っているわけではなく、家庭や社会やメディアから、絶え間なく受け取るステレオタイプから、

ジェンダーバイアス（偏った女らしさ・男らしさ）を習得していきます。男女二分法やステレオタイプのジェンダーバイアスは分かり易い反面、分けることによって力のある側の価値観に対し、他方を低いものとして組み込んでしまうという「隠された意識（力と支配）」があることが問題なのです。ジェンダーによる分割が生み出す社会的不公平が性差別の正体ではないのでしょうか？

本来は多様なものを、二分してきっちりした二つのカテゴリー（型）に当てはめて理解しようとする、もともとあった多様性が失われたり、無いものにされてしまっています。（女性差別や性的マイノリティや障害者や高齢者、在日や外国人などへの差別的仕組みも見えてきます）ここで働く論理は抑圧と排除です。それが制度化されたものが、社会規範や法律や税制です。ですからこうした制度のもとでは、例えばフルタイムで働く女性の賃金は男性の五割七割以下。日本は女性が経済的に自立することが難しい仕組みになっているので、自立するために（？）結婚せざるをえなかったり、「誰に食わせてもらってると思うてるんだ！」と威圧するDV夫の下で暮らし続

けているわけです（かといって、シングルマザーは三つの仕事を掛け持ちしても年収二〇〇万円以下の厳しさ…）。

では、性差別に向き合うにはどうしたらいいのでしょうか？

まずは「そういうもんだ」と無意識化されてきたジェンダーが、社会や文化の中にどんな形で存在しているのかを明らかにし、意識に上らせることだと思います。ジェンダーが社会的・文化的な側面を持つているということは、歴史的な変化を見れば分かる通り、時間や技術や意識や社会構造の変化で変わらうものだし、変えていくことができるということ。社会的な運動や政策の重要な課題として、粘り強く取り組んでいく必要があります。



私たちグループSECの「データDV防止プログラム」では、参加者に意識チェックやロールプレイのやりとりを通じて、当たり前だと思っているジェンダーバイアスに気付いてもらい、どう変えていったらよいか、考え合いながら一人ひとりの多様性Ⅱ自分らしさや、自己決定権を尊重することを基本に、対等・平等な社会をこれからの若者たちに築いていってほしいと働きかけています。

低学歴とエンパワメント

B市社会福祉課

ケースワーカーMさん

このお話をいただいた時に、そもそも「低学歴って？」とまず考えさせられました。日々の業務では、主に最終学歴について確認していましたが、どの基準で「低い」とするのか非常に難しいと思ったのが率直な感想です。

私自身、以前は低学歴Ⅱ本人の能力・努力不足が原因ではないかと認識していましたが、福祉の仕事に従事するようになり、間違っていたことに気付きました。まず、私に関わりあるKさん（当時一八才女性）は、家庭環境・経済的理

由等が原因で、不本意な学歴に妥協しなければいけなかった人です。クラスでも成績は常に上位につけ、高校卒業後は大学進学を志していましたが、両親の離婚や一緒に生活した母親が脳梗塞を発症するなど不幸が続き、家庭の収入も減少したため、やむなく進学を諦めました。「貧乏だから仕方ない、女だから仕方ない」といった考え方をもちようになつたため、学校関係者と協力して、Kさんが悲観する必要は全くないことを伝えていきました。その後、とある民間企業に就職したKさんは、高卒の最終学歴が自分しかないなくて、管理職と呼ばれる上司が全員男性という事実に驚きました。真面目なKさんは学歴・性別に仕事は関係ないとの一心で仕事に打ち込み、採用の仕方等を見直すように会社に対して定期的に働きかけを行っていきます。

次にYさん（四〇歳男性）は、中学卒業時点で進路を考えた時に、一流大学等に進学する必要がなかった方です。進学よりも手に職をつけることを優先させたのです。しかし仕事で無理がたりたり、Yさんは躁うつ病を発症し、離職してしまいました。私に関わり始めた頃は、「復職しても障害があるから

周りに迷惑をかける。障害者に権利なんかない」といったことをよく話していました（Yさんいわく、病気がそう思わせているようです）。通院先のPSWと連携し、その都度Yさんに「そんなことはないし、障害者だって人権は当然ある」と伝え、不安感を払拭できるように関わりました。その後Yさんは障害を個性の一つとして「強み」と捉え、障害者手帳を取得しました。現在は障害者雇用枠での求職活動中ですが、Yさんは、将来社長となって自分と同じような境遇の人だけを雇用した会社を経営したいと夢を語っています。

求職活動をする際は、学歴によってこれまでの生き方等を客観的に示すことができるため、低いよりは高いに越したことはないのですが、KさんYさんとも、学歴に関係なく充実した日々を過ごしています。今後も本人達の自立助長の一助となるようエンパワメントへの取り組みも進めていきたいと考えています。

特集記事まとめ

「現代のエンパワメント」

特別養護老人ホームさざんか園

副施設長 五十嵐 伸光

ある辞書に「エンパワメントの概念が焦点を絞っているのは、人間の潜在能力の発揮を可能にするよう平等で公平な社会を実現しようとするところに価値を見出す点であり」という文言がありました。四人の仲間の原稿を読ませていただいてあらためて感じたことは、社会に対する働きかけの難しさです。

丸さんの事例では、障害に対する社会側の「知識のなさ」や「偏見」から、援助すること輝ける方が沢山いるにもかかわらず、社会から疎外されることで問題を起こしている障害者が紹介されています。最近では「胎児診断」で障害の可能性があると診断された多くの親が堕胎を選択しました。善悪を論ずる気はありませんが、社会の中に障害者の価値や能力を見いだそうとする視点や、その意識すらないのが現実であり問題となつているように感じました。

石川さんの事例では、HIV患

者に対する社会の偏見や一度定着した「間違った知識」にどのようなアプローチをしていくのかが課題とされています。ハンセン病患者の時は、さらに「間違った知識」によって一度作られた制度・政策を修正しなければならないところに、さらなる難問があったように記憶しています。

そして木野さんの事例で思い出したのは、安倍総理が「女性の活用促進」という言葉を発し、割合での登用が議論となった時、本来女性に対して失礼なことではないかと思っていました。丁度ラジオでこのことに触れコメンテーターの女性が「一過程としてはあるかもしれないが、目指すべきものは男性であれ女性であれ、差別なく能力が正當に評価される世の中を作っていくことだ」と話されていました。その言葉がストーンと心に落ち、真実を表現する能力を身に付けたいと思ったところです。

Mさんの事例では、最近の言葉ですと「子供の貧困」の問題が挙げられます。「子供の」という言葉に惑わされがちですが、実は貧困の問題として、現代社会の歪みの問題として考えるべきかもしれません。物事の原因を分析し、本質を見極める能力も鍛えるべきだと

感じました。

今回の事例のような、ある意味特殊な事例であればあるほど、私に気が付けていることは、専門職の領域で彼らを捉えることで、彼らの真実を曲げてしまう可能性があるということだと思います。つまり専門的見方が逆の意味で偏見となっていないかを確認しながら、援助にあたっていくと思います。

もう一つは、「福祉の対象者としてではなく、人としての彼らの価値・能力を見出すことができていくだろうか」と問いかけることです。社会への働きかけも重要ですが、個としてのエンパワメントを信じ援助していくことが、対人援助の基本にあるということにこだわりたい私がいるからです。



皆さんのご応募を

お待ちしております！

<内容>

1. 「私の仕事は〇〇です。」と一言。
2. それに対する本人の思い。コメントを残してください。(100 字以内)
3. 執筆者のペンネーム（よみがな）及び所属をご記入ください。

※本企画は寄稿者の実名は公表せずに行います。所属は明かしますが、仕事内容が伝わりやすいように「特養相談員」などの業務内容を記入することはありません。

<送付先>

マイクロソフトワードのデータにて
広報部会 kouhou_tensen@cschwchiba.com
までご送付ください。

<期限>

平成 26 年 12 月 31 日

点と線、緊急企画 「わたしの仕事をどう伝える？」

先日娘から「お父さんの仕事って何をしているの？」と聞かれました。

「困った人を助けているんだよ。」と答えたところ、

「それってヒーローじゃん。」と言われました。

自身の仕事に誇りを持ってた出来事でした。

ふと、考えました。

我々は自身の仕事をどのように自分の子供や家族に説明できているでしょうか？

未来を切り開く次世代の子ども達に、我々の仕事は魅力ある誇りのもてる仕事であることを伝えることが大事だと思います。

そこで、緊急企画！

「わたしの仕事をどう伝える？」を開催致します。

研修レポート

被災地支援の過去・現在・未来

「災害時に期待される専門職の役割／災害対策研修会」

浦安市社会福祉協議会

榎林 基樹

東日本大震災から三年半が経ちました。日常の生活の中ではあの当時のことが自分自身の意識からだんだん薄れてきていきましたが、今回の研修で皆さんの話を聞き、皆さんの人々に支えられながら活動した浦安災害ボランティアセンターの当時の光景や状況を思い返し、三年半が過ぎた今、やらなければいけないことに気がつくことができた密度の濃い二日間でした。

研修初日、山崎さんのお話や、トークセッションでの草野さん、佐藤さんのお話をお聞きし、あの当時の光景がありとよみがえってきました。浦安の災害ボランティアセンターを支えてくれた、たくさんの方々の仲間のことを、駆けつけてくれた仲間たちがとても頼もしく頑張る勇気をもったあの日の

こと。いわきで出会った災害ボランティアのスタッフのみんなの顔で迎えてくれる皆さんの素敵な笑顔。あの時、あの震災があつたからこそ出会うことができた人達や、一緒に活動することができた仲間たちの皆さんの笑顔が思い出されました。

二日目のトークセッションでは、横山さんや吉野さんから旭市での初動の様子をお聞きし、浦安での災害ボランティアセンターの初動はどうだったのかを、今だから思う、あの時こうしておけばもっと良かったなということや、この部分が足りなかったなということ。今改めて、当時を思い返し、しっかりとまとめておかなければいけないということを感じました。

また、県社協の川上さんのお話や、柏市沼南地域包括支援センターの山口さんの取り組みをお聞きして、今、平時の時に

こそしっかりと準備をしておかなければいけないということを実感しました。自分の勤務先も、有事の際に福祉避難所としてどのように運営していくか、今後きつちりとマニュアルを整備をしておかなければならないと思います。

ワークショップやグループワークでは、参加した皆さんの率直な考えを聞くことが出来てとても刺激になりました。「こんなに素晴らしい研修なのに参加人数が少なくてもつたいないなあ」と思っていました。参加者はみなとても熱い思いを持って参加しており、参加者みなでコミュニケーションがとれる少数精鋭の研修だったと思います。参加者としてはとてもラッキーでした！

いわきの草野さんが「何もしてくれなくても、ただ職員がそばにいてくれる。そつと寄り添ってくれる。帰るときに握手しながら」また来るからね”っていうその言葉がとてもありがたかった」と話されていました。私自身もあの当時の浦安で同じことを感じていました。来てくれること！そばにそつと寄り添ってくれること！そのことが、本当に勇気をくれ、力をくれていたことを思い返しました。

あの震災の後、「自分には社会福祉士として何が出来るのか？」「被災地に行つて役に立っているのか？」自問自答しながら活動していたあの時、同じような思いを持って被災地に支援に行かれた方が多かったのだと思います。千葉県社会福祉士会として、いわき市災害ボランティアセンターを支援したあの活動で、いわきに支援に行つた皆さん一人ひとりにいわき市災害ボランティアのスタッフは支えられていたのだなど、いわきに帰る草野さんの背中を見送りながら感じました。

最後にこのような素晴らしい研修を企画運営してくださった皆さん、ありがとうございました。



TOPICS

子どもの貧困

佐倉市社会福祉協議会

鯉淵百合子

私の職場に「生活困窮者自立促進支援モデル事業」がやってきて、

一年が過ぎました。平成二六年八月末現在、二五人を自立支援計画に基づき就労や家計の支援をしています。毎月百人前後の相談者に寄り添い、関係機関や地域住民も巻き込みながら一緒に悩んでいます。同時期に、本会独自に住民からの寄付金をもとに、困窮世帯の子どもたちを支援する「生活困窮世帯子ども支援金事業」もスタート。実に、相談者の四割の世帯が児童のいる世帯です。子どもの貧困の深刻さ、じわりと感じています。

子どもは、親の言動をよく見ています。訪問時、支援に拒否的な

相談者のお宅では、インターホン越しに子どもたちが「帰れよー」とはやし立てるのが聞こえることも。学校の先生や市役所の人など、来訪者があるとお母さんが不機嫌になるのを肌で知っているのです。よう。役所不信、専門職不信は小さいころからはじまってしまいうのかもしれない。

光熱費や家賃の滞納の相談を受けている世帯の子が、やたらコンビニのお弁当やファミレスのメニューに詳しいという場面に遭遇したことも一度や二度ではありません。一定の収入があっても、収入に見合った生活を組み立てられなければ世帯は困窮してしまいます。予算の中で必要な食材を買って、栄養バランスを考えながら日々の食事を作るといことは、とても難しいことなのです。困窮世帯の学習支援」ばかりが目立っていますが、炊事、洗濯、掃除といった生活力も、実は同じくらい大切ではないかと感じています。お金の使い方も、子どもたちは

よく見えています。二十歳代で数百万円単位の自己破産の経験がある人に話を聞くと、親も借金への抵抗が少なかつたと思われるケースが多いです。欲しいものは借金して買うのがあたりまえ。気がつく

がちですが、親には親の理由があり、支援を必要としています。でも、そのことで子どもの人権や尊厳が奪われることは許されません。子どもたちは地域の中で育ちます。家族はもちろん、学校の先生方や民生委員、ご近所やお友だちの家族、そして私たちソーシャルワーカーなど、たくさんの大人が関わる機会があります。地域でさまざまな人が気づき、支え合える地域をつくってゆくことが、この新しい制度の大切な趣旨であると信じて、走り続けています。

そんな中、ちよつとだけうれしいことがありました。とある施設で働き始めた、複雑な家庭で育った若者について、以前からお世話になっていたいる施設長さんとお話していたとき、

「彼はこれまできちんとしかつてくれる人に出会えないまま、大人になってしまったんだね。たまに寝坊するのもご愛嬌(笑)、注意されたことは素直に聞いてくれて、一生懸命がんばっていますよ」と言ってくれたことです。よい職場に恵まれたことに感謝です。困窮世帯、親の自己責任論にされ



司法福祉

刑事司法福祉・「入口」支援

独立型社会福祉士委員会

司法福祉グループ 大浦 明美

二〇〇八年の少年矯正統計年報では、新受刑者におけるIQ六九以下の者の割合が二三・一％であると示された。当時、その数値に私は驚いた。そして、「刑務所にそんなに知的障害者がいたのか?」、「その人たちは、地域で福祉の支援を受けていたのか?」との疑問から始まり、刑事司法の場における福祉の支援の必要性を痛感した。また、同じ年に千葉県で起きた「東金事件」では、知的障害者である被疑者の聴取状況等を知ることとなった。新聞報道では、次のような記事を掲載していた。「捜査幹部によると、容疑者は物事を順序立てて話すのが苦手な様子で、取調官は、文字や絵を使いながら慎重に調べている。(二〇〇八年十二月四日)」、「主任弁護士は『捨て

たの?捨ててないの?と聴くと、後の質問に引きずられる傾向がある』と言う。取調官のことを『優しい刑事さん』と話していることから、『取調官に気に入られるように供述している可能性が高い』と懸念する。(二〇〇八年十二月二七日)」とあった。この事件では、被疑者の知的障害特性によつて、真実を明らかにすることの困難さと、事件前後の福祉支援のあり方が検討課題であると私は考えていた。

それから数年を経た現在、罪を犯した知的障害者等への支援は、だいぶ進展してきている。たとえば、国選弁護士等からの依頼で、独立型社会福祉士が、障害のある、もしくは障害があると思われる被疑者・本人に対して「入口」支援を行う事例は多くなつてきている。(本人が犯した罪名としては、窃盗、傷害致死、強盗未遂、迷惑防止条例違反、占有離脱物横領、邸宅侵入、傷害、強姦、器物損壊、建造物等放火等がある。)

社会福祉士は、本人への面会や家族等からの聞き取りにより、生育歴等、犯行前の福祉支援の有無、事件の経過等についての資料・情報を収集し、事件の背景の分析・アセスメントを行う。そして、本

人の社会内更生を支援するため、相談支援事業所等、市障害福祉課、中核地域生活支援センター、医療機関、就労支援施設、グループホーム・施設等の関係機関、インフォーマルな団体等による支援会議を開催し、それまでの過程を踏まえ、具体的な支援計画を作成していく。もちろん、弁護士も支援会議に参加して、社会福祉士と協議・連携することが大切であるとされている。



さて、「入口」支援の更生支援計画書作成までを簡潔に説明しました。社会内更生の支援においては、独立型社会福祉士をはじめ、各種相談支援事業所、地域包括支援センター、病院等の勤務型の社会福祉士が係わる機会も多くなつてきました。このようなことから、私たち司法福祉グループでは、更生支援計画の作成の演習や、講師を招いての学習会を企画しています。司法福祉グループは登録制ですので、関心のある方は、事務局に登録(無料)の手続きをしてください。

(写真は、司法福祉連続研修会・二回目)

地域集会 つながるネットワーク

山武、東金、芝山、横芝光、
大網白里地区地域集会報告

山武、東金、芝山、横芝光、
大網白里地区地域集会報告

報告者 亀山 浩

平成二六年六月二一日、山武市
成東中央公民館にて今年度第一回
目の地域集会を開催しました。

世話人の西沢さんを中心に日程
や場所を調整して行っています。
開催日は土曜日です。

今回のテーマは「計画相談支援」
について山武市にある相談支援事
業所「NPO法人野花の会」たけ
のこの押尾さんに講師を依頼し、
実際の実務や現状についてお話を
頂きました。

その前になぜ計画相談支援なの
かという事を説明した上で、講義
の一部を紹介してみます。

まず、障害者総合支援法の成立

に伴い、障害者のケアマネジメン
トが制度化され、これまで一部の
障害者のみだった利用計画の作成
を拡大し、平成二七年三月三一日
までに障害福祉サービスを利用す
る全障害者に対して作成すること
になりました。なかなか話題にな
ることがありませんが、計画相談
支援と呼んでいます。

という事で、実情に詳しい押尾
さんに、この業界に入った経緯を
伺った後、山武市の計画相談支援
の進捗状況や業務上の課題、人材
育成について話していただきました。
私は業務上「計画相談支援」
について、資料や話では聴いてい



たのですが、実際に行っていないな
った為、具体的にどのような状況
であるかわかっていません
でした。この講義を聴いて人材に
おいても、課題においてもとても
難しい問題が山積しているんだな
と感じました。

計画相談支援というものは介護
保険法のケアプランと似たような
ものだろうと認識したのですが、
実際は微妙に異なり、居宅介護以
外のサービス利用する方が作成し
なければならぬということ、
期間的に間に合うのかというもの
とそれに対応できるだけの人材の
確保が出来ているのか疑問に感じ
ました。しかし、そういう現実の
中で期間内までに出来る限りのこ
とをしなければならぬのもまた
事実であり、その中で悪戦苦闘し
ながらも「計画相談支援」を行って
いる押尾さんの努力には頭が下
がる思いがしました。

この地域だけがこういう状況な
のかと考えるとこれはこの地域だ
けでなく、全国的に起こっている
それが報道されていないことが認
識の薄さにも現れているのではな
いでしょうか。



話は戻りますが、地域集会終了
後に参加者と「すぎのや本陣 成
東店」で行った懇親会は、ざっく
ばらんにいろいろなことを語り大
いに盛り上がりしました。
いつもアットホームな雰囲気
で行われている地域集会と懇親会に
参加した方々が楽しく語れる機会
はそんなになく思えますが、
ここではないいつも笑顔の花が咲い
ています。こういう関係性は他では
築けないと思います。皆さんも機
会があれば参加をお待ちしてお
りますので、是非、お越し下さい。
よろしくお願い致します。

社会福祉士のわ

社会福祉士会の輪の中に

佐倉市社会福祉協議会

松井 美保

福祉系の大学を卒業してから約十年。最初に就いた仕事は有料老人ホームでした。それから一年ほど福祉以外の職業に就いたこともありましたが、その後はデイサービス、社協と、やはり福祉の仕事が好きで現在に至ります。当たり前のことですが、様々な出会い、繋がりの中で福祉従事者としての「私」が作られていると感じています。

今回「社会福祉士の輪」の原稿のお話をいただきましたので、千葉県社会福祉士会との出会いについて記載したいと思います。横の繋がりを求めている方や、所属組織以外の社会福祉士との連携を強めたい方などのご参考になれば幸いです。

◇転機く基礎研修Ⅰへの参加く◇

私は平成二十二年に資格を取得し社会福祉士会に入会しましたが、平成二四年までは特に研修に参加することもなく、会費を納めているだけの状態が続いていました。「時代は流れて、制度も変わっていくのに学びを止めてしまつて本当に良いのだろうか」と、焦りを感じていたことを覚えています。そのような中、一つの大きな転機となったのが、平成二四年に開講された「基礎研修Ⅰ」でした。

当時の私は生涯学習制度も認定社会福祉士制度も知らず、「ⅠがあるならⅡもあるのだろう。仕組みやカリキュラムは全く分からないけど、流れに乗ってしまえば継続的な学びができるのではないか。この不安や焦りを解消できるのではないか」という気持ちから研修に参加しました。

◇千葉県社会福祉士会との出会い◇
どちらかというと自分の不安解消の為に参加した基礎研修Ⅰは、私

にとって出会いの宝庫でした。この研修ではグループワークがあるのでですが、そこで社会福祉士会の研修委員会に所属している方に出会ったことが大きなきっかけとなりました。

当時、千葉へ転居して数年しか経っておらず、横の繋がりが欲しいと考えていましたが、「委員会」という組織に興味があつても気後れしていた私に研修委員会の委員長を紹介してくれたことがきっかけで、研修委員会に所属するようになりました。

◇最後に◇

現在私は千葉県社会福祉士会で出会った方々に背中を押してもらい、新しいことへのチャレンジが続いています。少しずつですが、日々の業務を越えたところでの活動ができるようになってきました。一方、日々の業務においても、研修での出会いがもとで円滑に話しが進んだり、協力してもらえたりすることもあります。また、様々な視点から

様々な相談に乗ってもらえることもあり、一人で悩む時間が減りました（笑）。

これから会の活動や研修を通して、研鑽を重ねていきたいと考えています。どこかでお会いする機会もあるかと思しますので、どうぞ宜しくお願いします。



事務局便り

食欲の秋、芸術の秋といいますが、皆様には「研修の秋」が相応しいのではないのでしょうか。

先日、基礎研修Ⅱに他県士会から振替受講された方よりメールが届き、「心細い思いで研修に参加したが、暖かく仲間として迎え入れていただき感謝している」とのお言葉を頂戴いたしました。事務局員まで嬉しくなりました。

研 修 等 ・ 行 事 の お 知 ら せ

○平成 26 年 10 月 18 日（終了）、12 月 14 日、2 月 15 日 ぱあとなあサポート開催予定

○平成 27 年 2 月 21 日 認知症多職種連携研修 開催

☆成年後見人養成研修（全 5 回）、司法福祉連続研修会（全 5 回）、基礎研修Ⅰ・Ⅱ開催中

※研修等が新に決定した際にはホームページに随時掲載致します。是非チェックしてください。

千葉県社会福祉士会ホームページ：<http://www.cswchiba.com/>

会 員 の 皆 様 へ お 願 い

お名前・ご住所・電話 FAX 番号・お勤め先等が変更となった場合、変更届の提出が必要です。入会時と変更がある場合は、お早めに手続きをお願いいたします。

※変更届は日本社会福祉士会ホームページの会員専用ページ「事務諸手続きについてのご案内」からダウンロードが可能です。

当会は会員管理を日本社会福祉会へ委託しております。よって下記へご連絡頂いた変更内容は月末にとりまとめ、日本社会福祉士会から千葉県社会福祉士会へ届きます（タイムラグが生じます）。

尚、ぱあとなあ登録員の方は「名簿内容変更申請書」と別に変更届が必要となります。

【提出先：公益社団法人 日本社会福祉士会 事務局】

〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-13 カタオカビル 2 階 TEL03-3355-6541/FAX 03-3355-6543

ようこそ！千葉県社会福祉士会へ

氏名	居住地	勤務先	氏名	居住地	勤務先
玉置一夫	船橋市		島村由紀	千葉市	
中川由紀夫	流山市		三富のり子	野田市	地域福祉ネットサービス(株)
小峯彩子			曾我太佳	八千代市	社福)豊立会習志野市東部 デイサービスセンター
三上妃都美	千葉市		鈴木由紀夫	習志野市	
吉田圭介		まごごろネットワーク	蓮井陽介		実のりの会 ビックハート柏
西谷江美	市川市	市川グループホームそよ風	鶴岡絹子	君津市	ｼｬｰﾍﾞﾙ 居宅ｸﾞﾙｰﾌﾟ作成事務所
渡部佳代子	松戸市	我孫子市社会福祉協議会	鶴岡幸雄	茂原市	居宅介護支援事業所ぶらんどーる
小島文子	野田市		深水幸子	千葉市	
後藤しおり			寺田幸正	茂原市	
菊田裕次	我孫子市		高橋史周	市川市	日本公文教育研究所
越河榮子	四街道市		河内孝郎	白井市	
山口さゆり	長生郡		藤本欣伸	習志野市	
木村由紀子					

※正会員登録書「点と線掲載の可否」の項目で、可に○を頂いている方のみ掲載しております。（順不同・敬称省略）

平成 26 年 9 月末現在の会員数

正会員 1,351 名、 準会員 6 名、 賛助会員 2 名 合計 1,359 名